

原告 中国電力株式会社

被告 上関原発を建てさせない祝島島民の会

訴 状

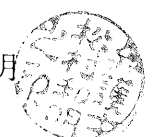
令和4年10月25日

山口地方裁判所岩国支部 御中

原告訴訟代理人弁護士 末 国 陽 夫



同 松 村 和 明



同 河 本 豊 彦



同 川 本 賢 一

同 新名内 沙 織

〒730-8701

広島市中区小町4番33号

原告 中国電力株式会社

代表者代表取締役 瀧 本 夏 彦

〒730-0012

広島市中区上八丁堀7番16-703号

末国法律事務所

原告訴訟代理人弁護士 末 国 陽 夫

TEL 082-224-2711

FAX 082-224-2722

〒753-0048

山口県山口市駅通り二丁目3番18号 法曹ビル4階

弁護士法人末永法律事務所（送達場所）

原告訴訟代理人弁護士 松村 和明

TEL 083-922-0415

FAX 083-922-0490

〒740-0018

山口県岩国市麻里布町二丁目2番18号 ベルデビル2階

かわもと法律事務所

原告訴訟代理人弁護士 河本 豊彦

TEL 0827-30-8877

FAX 0827-30-8878

〒730-0041

広島市中区小町4番33号中国電力1号館内

川本賢一法律事務所

原告訴訟代理人弁護士 川本 賢一

TEL 082-544-2744

FAX 082-544-2744

〒730-8701

広島市中区小町4番33号中国電力株式会社

原告訴訟代理人弁護士 新名内 沙織

TEL 050-8202-4531

FAX 082-544-2747

〒742-1401

山口県熊毛郡上関町大字祝島218番地

被告 上関原発を建てさせない祝島島民の会

代表者代表運営委員 清水 敏 保

妨害予防請求事件

訴訟物の価額 160万円（算定不能）

貼用印紙額 1万3千円

請求の趣旨

1. 被告は、別紙物件目録記載の区域のうち、別紙図面の青線で囲まれた範囲の公有水面において、自己又は第三者をして原告による海上ボーリング調査を含む原告の公有水面に対する使用を妨害する一切の行為をしてはならない。
 2. 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決を求める。

請求の原因

第1 当事者

1 原告

原告は、発電事業及び小売電気事業等を業とする会社であり、山口県熊毛郡上関町大字長島において、上関原子力発電所（以下「発電所」という。）の建設を計画している。

2 被告

被告は、発電所建設に反対する同町祝島の島民により構成される権利能力なき社団であり（甲第1号証）、代表者として清水敏保を定めている（甲第2号証）。

第2 原告の海上ボーリング調査に係る妨害予防請求権

1 公有水面埋立免許処分の経緯

原告は、発電所を建設するに当たり、平成20年6月17日、発電所計画地点周辺地域のうち、別紙物件目録記載の区域を埋立てに関する工事の施行区域（以下「埋立工事施行区域」という。）とし、そのうち別紙図面の赤線で囲まれた範囲の公有水面の埋立てを行うことを内容とする公有水面埋立免許願書を山口県知事に提出し、同年10月22日、同知事から公有水面埋立免許処分を受けた（甲第3号証、甲第4号証）。その後、令和元年6月10日、原告は、工事竣功期間伸長許可申請書を同知事に提出し、同年7月26日、同知事から工事竣功期限を令和5年1月6日とする同許可処分を受けた（甲第5号証、甲第6号証）。このことから、原告は現在も公有水面埋立権を有している。

なお、上記令和元年6月10日付けの工事竣功期間伸長許可申請においては、発電所敷地内の断層の活動性評価に万全を期すため、埋立工事に先立って埋立工事施行区域内において海上ボーリング調査を実施する旨を明記し、当該調査に要する期間を工事竣功期限に織り込んでいる（甲第5号証）。

2 公有水面埋立権等に基づく妨害排除請求権又は妨害予防請求権

(1) 平成22年1月18日付け仮処分決定（山口地裁岩国支決・平成22年1月18日 甲第1号証6～7頁 なお、当該仮処分決定はその保全異議審、保全抗告審、特別抗告審及び許可抗告審においても是認されている。）にあるとおり、公有水面を支配し管理する権能は、本来、国がこれを有するところ、公有水面の埋立てをしようとする者は、国から委任を受けた都道府県知事から上

記権能に基づく公有水面埋立免許を付与されることによって、一定の公有水面の埋立てを排他的に行い、土地を造成することのできる地位を取得する（公有水面埋立法1～2条）。そして、この者は、上記の地位に基づき、自己の負担において埋立工事を行い、工事が竣功したときは、遅滞なく竣功認可を申請し、これを受けた都道府県知事が竣功を認可しこれを告示すると、原則としてその日に当該埋立地の所有権を取得する（同法22条、24条）。

公有水面埋立権は、上記一連の過程を平穩に進捗させ、当該埋立権者に埋立地所有権の終局的な確保を可能ならしめるため、埋立工事の竣功を妨害する者を排除し、あるいはそのような妨害行為を予防する権能（妨害排除又は妨害予防）を当然に内在させているものと解すべきである。

また、公有水面埋立の免許を受けた者は、公有水面の一定部分を占有して埋立工事を施行する権能を付与されるのである（甲第7号証178頁）から、占有権に基づく保全を請求できることは明らかである。

- (2) 原告が行おうとしている海上ボーリング調査は、上記1のとおり公有水面埋立免許の申請手続において埋立工事に先立って実施する前提で竣功期限を想定しており、埋立の目的である原子力発電所の建設に必要な不可欠な工程であって、それが妨害されれば上記(1)の埋立工事の一連の過程の進捗が妨げられることとなる。
- (3) 本件の保全手続（保全取消請求事件）における和解条項に「本件仮処分決定主文第1項の『債権者の同水面に対する使用』とは、本件公有水面における地質、水温、流況その他の項目に関する調査・・・に限る」（甲第8号証）とあるのも、公有水面埋立免許が有効である中で、埋立工事の前段階で行う上記調査等の行為につ

いても妨害を行わないことを確認したものである。

(4) 以上のことから、埋立工事施行区域において実施する海上ボーリング調査が妨害されれば妨害排除請求権が生じ、妨害のおそれがあれば妨害予防請求権が生ずる。

第3 原告による海上ボーリング調査と被告らによる妨害

1 原告による海上ボーリング調査

原告は、上記第2の1で述べたとおり、埋立工事に先立って埋立工事施行区域内において海上ボーリング調査を行うこととし（甲第5号証）、令和元年11～12月（計13日間）、令和2年11～12月（計8日間）及び令和3年6～7月、10月（計12日間）に海上ボーリング調査の実施を試みた。

2 被告らによる妨害

被告、その会員及び第三者（以下「被告ら」という。）は、上記仮処分決定（山口地裁岩国支決・平成22年1月18日 甲第1号証）によって、自己又は第三者をして、埋立工事施行区域内の公有水面（以下「本件公有水面」という。）に対する原告の使用を妨害する一切の行為をしてはならないという不作為義務を負い、その本件公有水面に対する使用には原告の地質等に関する調査も含まれることを上記和解において確認している（甲第8号証）にもかかわらず、被告らは、原告が海上ボーリング調査の実施を試みようとする度に本件公有水面に船舶を進入、停泊させるなどしてこれを妨害したことから（甲第9号証）、原告は、令和元年から令和3年の3年にわたり同調査を実施することが全くできなかった。

第4 結論

被告により海上ボーリング調査に対して、上記仮処分決定および和解に反して妨害行為がされており、原告が今後海上ボーリング調査等を実施しようとするときに被告が妨害するおそれが極めて高いことから、原告は、公有水面埋立権に基づき、また、占有権に基づき、請求の趣旨記載のとおり判決を求めるものである。

別紙

- 1 物件目録
- 2 図面

証拠方法

- 1 甲第1号証 平成21年(ㇿ)第13号使用妨害禁止仮処分申立事件
山口地裁岩国支決・平成22年1月18日
- 2 甲第2号証 新聞記事
- 3 甲第3号証 公有水面埋立免許願書(抜粋)
- 4 甲第4号証 免許書
- 5 甲第5号証 工事竣功期間伸長許可申請書(抜粋)
- 6 甲第6号証 許可書
- 7 甲第7号証 公有水面埋立実務便覧(抜粋)
- 8 甲第8号証 平成24年(ㇿ)第36号保全取消請求事件
審尋調書(第10回)(和解)
- 9 甲第9号証 新聞記事

添付書類

- 1 訴状副本 1通
- 2 甲号証(写し) 各2通
- 3 資格証明書(原告) 1通
- 4 訴訟委任状 1通

以上

物件目録

1 埋立てに関する工事の施行区域（第1区）

位置

熊毛郡上関町大字長島字瀬水 877 番 1、同大字字庄正 806 番及び 878 番並びに同大字字平野 879 番 1 地内並びに同大字字イワシ浜 2754 番から同大字字平野 2783 番に至る土地の地先

区域

別掲地点一覧記載の①の地点から④の地点までを順次結んだ線、④の地点と⑤の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線、⑤の地点から⑫の地点までを順次結んだ線及び①の地点と⑫の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

面積

304,720.64m²

2 埋立てに関する工事の施行区域（第2区）

位置

熊毛郡上関町大字長島字田子ノ浦 744 番 1 及び 2099 番 1、同大字字前田ノ浦 2100 番 1、2708 番、2710 番、2711 番、2720 番、2721 番 1、2721 番 2 及び 2722 番、同大字字田ノ浦 749 番 1 から 749 番 3 まで、754 番、756 番から 759 番まで、760 番 1、760 番 2、762 番、763 番、769 番、771 番から 773 番まで、782 番から 784 番まで、790 番、795 番、798 番 1、798 番 4、2723 番、2724 番、2726 番、2727 番 1、2727 番 2、2731 番、2733 番から 2736 番まで、2739 番及び 2740 番 1、同大字字先田ノ浦 2748 番 1、同大字字田ノ浦 749 番 3 から同字 757 番までに沿接する道路、同大字字前田ノ浦 2708 番から同大字字田ノ浦 2727 番 1 までに沿接する町道田ノ浦線、同大字字前田ノ浦 2722 番から同大字字田ノ浦 762 番までに沿接する道路、同字 2724 番及び 2726 番に沿接する町道四代～田の浦線並びに同字 784 番に沿接する水路地内並びに同大字字田子ノ浦 2095 番から同大字字現後 805 番に至る土地の地先

区域

別掲地点一覧記載の⑬の地点から⑰の地点までを順次結んだ線、⑰の地点と⑱の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線、⑱の地点から④の地

点までを順次結んだ線及び⑬の地点と⑭の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

面積

739,607.42m²

3 埋立てに関する工事の施行区域（第3区）

位置

熊毛郡上関町大字長島字田子ノ浦744番1地内及び同大字字白浦714番から同大字字田子ノ浦2095番に至る土地の地先

区域

別掲地点一覧記載の⑫の地点、⑬の地点、⑭の地点、⑮の地点の各地点を順次結んだ線、⑬の地点と⑭の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線、⑭の地点から⑰の地点までを順次結んだ線及び⑫の地点と⑰の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

面積

240,314.57m²

別掲 地点一覧

熊毛郡上関町大字長島字鼻ぐりの鼻線三等三角点を基準点とする。

(北緯33度47分04.7333秒, 東経132度01分28.2551秒)

①の地点	基準点から	34度11分46秒	1,412.47メートルの地点
②の地点	①の地点から	350度59分59秒	326.49メートルの地点
③の地点	②の地点から	81度00分04秒	799.94メートルの地点
④の地点	③の地点から	171度00分03秒	404.54メートルの地点
⑤の地点	基準点から	47度39分21秒	1,815.37メートルの地点
⑥の地点	⑤の地点から	170度46分05秒	3.35メートルの地点
⑦の地点	⑥の地点から	212度24分31秒	24.27メートルの地点
⑧の地点	⑦の地点から	243度43分55秒	166.96メートルの地点
⑨の地点	⑧の地点から	262度33分16秒	38.48メートルの地点
⑩の地点	⑨の地点から	287度36分24秒	96.25メートルの地点

⑪の地点	⑩の地点から	351度 00分 43秒	4.41メートルの地点
⑫の地点	⑪の地点から	350度 59分 58秒	3.41メートルの地点
⑬の地点	基準点から	77度 53分 26秒	1,129.72メートルの地点
⑭の地点	⑬の地点から	180度 00分 01秒	293.16メートルの地点
⑮の地点	⑭の地点から	268度 00分 36秒	427.62メートルの地点
⑯の地点	⑮の地点から	306度 00分 01秒	358.77メートルの地点
⑰の地点	⑯の地点から	355度 27分 13秒	840.11メートルの地点
⑱の地点	基準点から	37度 38分 01秒	1,125.60メートルの地点
⑲の地点	⑱の地点から	95度 24分 02秒	177.65メートルの地点
⑳の地点	⑲の地点から	13度 51分 30秒	25.31メートルの地点
㉑の地点	㉑の地点から	0度 00分 00秒	31.26メートルの地点
㉒の地点	㉑の地点から	89度 59分 12秒	21.56メートルの地点
㉓の地点	㉒の地点から	179度 58分 31秒	23.29メートルの地点
㉔の地点	㉓の地点から	167度 46分 59秒	30.67メートルの地点
㉕の地点	㉔の地点から	51度 21分 20秒	103.64メートルの地点
㉖の地点	㉕の地点から	56度 19分 46秒	39.22メートルの地点
㉗の地点	㉖の地点から	42度 09分 51秒	44.64メートルの地点
㉘の地点	㉗の地点から	54度 12分 57秒	39.68メートルの地点
㉙の地点	㉘の地点から	115度 26分 29秒	114.49メートルの地点
㉚の地点	㉙の地点から	146度 37分 56秒	82.71メートルの地点
㉛の地点	㉚の地点から	80度 01分 09秒	23.07メートルの地点
㉜の地点	㉛の地点から	223度 52分 48秒	91.64メートルの地点
㉝の地点	㉜の地点から	231度 29分 23秒	29.93メートルの地点
㉞の地点	㉝の地点から	203度 16分 51秒	25.43メートルの地点
㉟の地点	㉞の地点から	220度 27分 05秒	44.61メートルの地点
㊱の地点	㉟の地点から	172度 50分 23秒	84.72メートルの地点
㊲の地点	㊱の地点から	167度 32分 09秒	27.37メートルの地点
㊳の地点	㊲の地点から	153度 20分 22秒	131.10メートルの地点
㊴の地点	㊳の地点から	204度 27分 52秒	293.69メートルの地点
㊵の地点	㊴の地点から	270度 00分 00秒	18.11メートルの地点
㊶の地点	㊵の地点から	270度 00分 00秒	0.42メートルの地点
㊷の地点	基準点から	68度 47分 14秒	1,705.79メートルの地点

⑬の地点	⑫の地点から	180度 00分 06秒	656.50メートルの地点
⑭の地点	基準点から	75度 22分 09秒	1,272.58メートルの地点
⑮の地点	⑭の地点から	18度 18分 04秒	76.84メートルの地点
⑯の地点	⑮の地点から	90度 00分 25秒	40.50メートルの地点
⑰の地点	⑯の地点から	151度 17分 55秒	43.81メートルの地点



基準点 国土地理院三等三角点 (真崎)

緯度 33度47'50.6 7333.89

経度 132度01'52.8 2551.49

標高 72.47m

IV真線

17

16

15

2

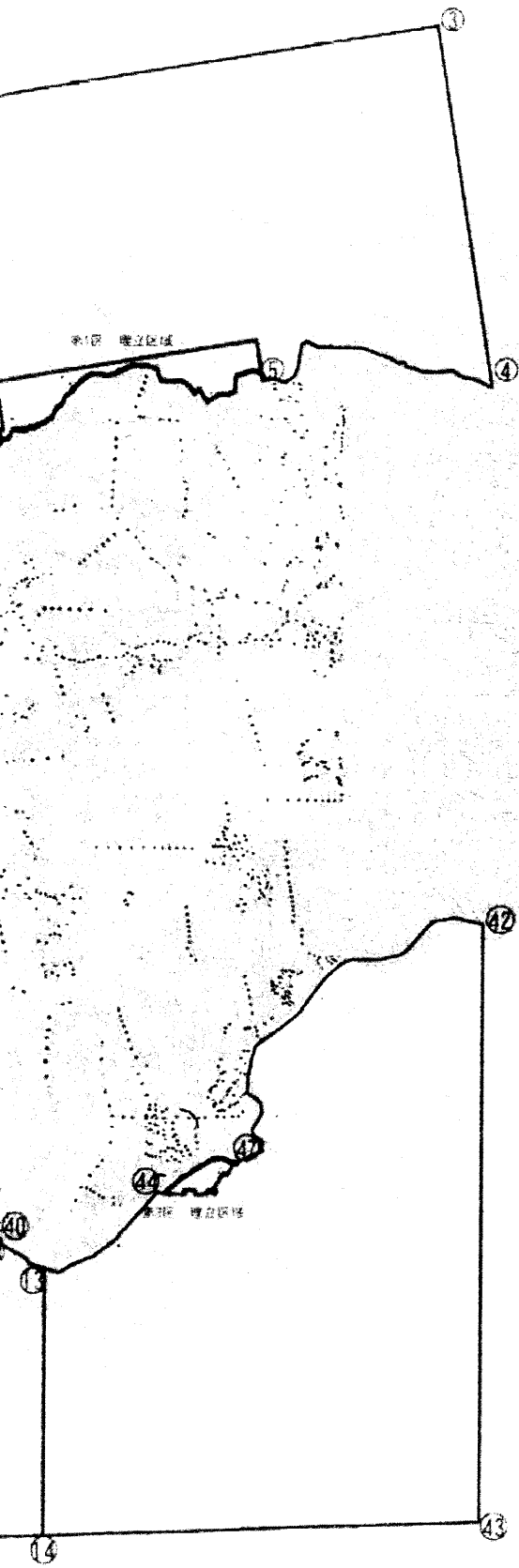
1

12

18

2010 2014

別紙図面
(縮尺1:7,150)



凡 例

埋立区域	
------	--